

議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

土木課 路政係

議案名

議案第77号 桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

道路構造令の一部改正に伴い、市道の交通安全施設について所要の改正を行おうとするものです。

概要

道路構造令は、道路を新設又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令であり、市町村は、管理する道路の基準を定めるに当たって参酌すべき基準とされています。同令の改正により、交通安全施設の一つとして新たに自動運行補助施設(※)が追加になりました。

群馬県内でも自動運行補助施設の設置が検討されている状況を鑑み、桐生市においても規定を加えるものです。

※ 自動運行車の安全な運行のため、車両位置の補正などを行う、電磁誘導線等の施設です。

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

国土交通省は、道路構造令の一部改正をし、令和2年11月25日に施行しました。また、県内においては群馬県が群馬県道路構造条例を改正し、令和4年4月1日に施行しました。

つきましては、桐生市においても国に準じて条例改正を行おうとするものです。

参考資料

裏面：自動運行補助施設についての国土交通省解説

自動運転を補助する施設の道路空間への整備

自動運行補助施設

- 自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカ等)を道路附属物に「自動運行補助施設」として位置づけ(民間事業者の場合は占有物件とする)
- 「自動運行補助施設に必要な性能等」に加え、「その他、必要な事項」として、自動運行補助施設を設置した場合に公示すること及びその内容を省令に規定。

省令にて定められている内容

【自動運行補助施設に必要な性能等】

電磁誘導線



電磁誘導線

▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助

磁気マーカ



磁気マーカ

▲磁気マーカによる自車位置特定による運行の補助

位置情報表示施設



ドイツの例

▲位置情報表示施設による自己位置補正の補助

車両センサーの届かない箇所の補助



▲車両センサーの届かない箇所における道路状況把握の補助

性能の基準

- ・自動運転車等の補助に必要な磁界等を発するもの

性能の基準

- ・設置された道路の位置を示す情報を表示するもの

性能の基準

- ・設置された道路等の構造、他の車両、人、障害物を表示するもの

【その他、必要な事項】

- 設置した施設について、以下の内容等を公示する旨を規定。
 - ・設置した場所
 - ・設置した施設の内容(磁気マーカ等)
 - ・設置した施設の性能(磁界の強さ等)
 - ・その他必要な事項